

地域療育ネットワークの構築 及び運営に関する指針

平成 27 年 11 月

岩手県障がい者自立支援協議会 療育部会

地域療育ネットワークの構築及び運営に関する指針

目 次

	ページ
地域療育ネットワークの構築及び運営に関する指針（概要）	1
地域療育ネットワークの構築及び運営に関する指針	2
1 はじめに	2
2 地域療育ネットワークの必要性と役割	2
3 地域療育ネットワークの全体像	2
4 地域療育ネットワークの構築	3
(1) 地域療育ネットワークの体制について	3
(2) 地域療育ネットワークの構成機関	5
(3) 療育関係部会の構築	6
5 地域療育ネットワークの運営	7
(1) 情報の共有化	7
(2) 総合的で一貫した支援	8
(3) 地域支援体制づくり	10
(4) 岩手県障がい者自立支援協議会療育部会の役割等	11
6 おわりに	12
地域療育ネットワーク（イメージ図）	13
岩手県障がい者自立支援協議会療育部会委員	14

地域療育ネットワークの構築及び運営に関する指針（概要）

1 指針策定の趣旨

当指針は、各障がい福祉圏域において地域療育ネットワークを構築する際の拠り所となる基本的な考え方を取りまとめたものです。地域ごとに障がい児をめぐる環境は異なり、また、現実に活用することのできる社会資源についても差があるため、各障がい福祉圏域において、当指針を勘案し、それぞれの実情にあった効果的な運用を工夫していくことを期待して策定したものです。

2 指針の構成

1 地域療育ネットワークの必要性と役割

基礎的な生活圏である地域において、障がい児の療育を支援する関係機関等が連携し、療育を提供する仕組み（地域療育ネットワーク）の必要性と役割について記載。

2 地域療育ネットワークの全体像

地域療育ネットワークは、原則として、市町村が設置する地域自立支援協議会における療育関係部会を中核とした、保健、福祉、医療、教育等の関係機関の連携により、障がい児に必要な療育サービスを適時・適切に提供する支援体制であるものとし、そのイメージ図を記載。

3 地域療育ネットワークの構築

(1) 地域療育ネットワークの体制について

療育の支援を必要とする障がい児の把握体制、支援の検討体制について記載。

(2) 地域療育ネットワークの構成機関

地域療育ネットワークに必要な構成機関と、その役割について記載。

(3) 療育関係部会の構築

地域療育ネットワークの中核となる療育関係部会の構築について記載。

4 地域療育ネットワークの運営

(1) 情報の共有化

診療や相談支援等により把握した療育の支援を必要とする障がい児の情報について、市町村（障がい児支援主管部署）において管理し、ネットワークの構成員間で共有することを記載。

(2) 総合的で一貫した支援

個別支援の内容、関係機関の役割、個別支援計画の作成、支援の実施について記載。

(3) 地域支援体制づくり

解決が困難な事案について、課題解決に向けた検討を行うために、部会会議を開催し、課題検討を行うことを記載。

(4) 岩手県障がい者自立支援協議会療育部会の役割等

県療育部会の役割として、地域の療育関係部会に対する支援の中心的役割を担うものであることや、県療育部会としての具体的な取組について記載。

地域療育ネットワークの構築及び運営に関する指針

1 はじめに

近年、少子化が進行する中、社会全体で子どもの育ちと子育てを支えることにより、すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいくことが必要となっている。

また、子どもは次世代を担う社会の宝であり、国連の児童権利宣言や児童の権利に関する条約にもあるように、子どもは心身ともに健全に育つ権利を保障されるべきものである。

これらは、障がいのある子どもやその家族についても同様であり、障がいのあることが大きな不安や負担とならないよう必要な配慮を行い、子どもの育ちと子育てを支えていくことが必要となっている。

(H20.7.22 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長検討会「障害児支援の見直しに関する検討会報告書」から抜粋)

この「地域療育ネットワークの構築及び運営に関する指針」は、県内各地域において地域療育ネットワークを構築する際の拠り所となる基本的な考え方を取りまとめたものである。地域ごとに障がい児をめぐる環境は異なり、また、現実を活用することのできる社会資源についても差がある。そこで、各地域にあっては、この指針を勘案し、それぞれの実情にあった効果的な運用を工夫していくことを期待したい。

また、平成24年に児童福祉法が一部改正されたこと等により、障がいのある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図られるよう関係機関が連携しながら実現に努められたい。

2 地域療育ネットワークの必要性と役割

障がい児とその家族（以下「保護者等」という。）への支援については、保健、医療、福祉、教育等のそれぞれの分野で行われてきている。課題として、分野間の連携や支援の連続性が不十分であること、乳幼児期から18歳までの一貫した支援につながっていないことがある。

このことから、障がいの早期発見から保健、医療、福祉、教育の提供までの、総合的で一貫した支援を、身近な地域で受けられるようにするためには、グレーゾーンの子どもを含めた障がい児の療育を支援する関係機関及び関係者（以下「関係機関等」という。）が連携して、療育を提供する仕組みとしての「地域療育ネットワーク」が必要である。

地域療育ネットワークの役割は、支援に必要な情報を共有できる体制を整備することや関係機関等が総合的で一貫した個別支援を実施すること、研修会などの機会を通じて支援のノウハウの浸透を図りながら地域の支援体制づくりを推進することにある。

3 地域療育ネットワークの全体像

地域療育ネットワークは、原則として、市町村が設置する地域自立支援協議会の療育に関する部会（以下「療育関係部会」という。）等を中核とした関係機関等の連携により、障がい児及び保護者等に必要な支援を適時・適切に提供可能な体制とする。

地域療育ネットワークの具体的なイメージは別紙のとおり（13ページ）。

4 地域療育ネットワークの構築

(1) 地域療育ネットワークの体制について

地域療育ネットワークの構成に当たっては、ネットワークが十分に機能するよう、構成員の役割を明確にし、療育関係部会を中核として、効果的・効率的な運営を行う。

① 障がい児把握体制

児童とのかかわりのある関係機関等が、健診等により支援を要する児童を発見した場合には、市町村の障がい児支援を担当する部署（以下「障がい児支援主管部署」※¹という。）及び必要に応じた他の関係機関等に情報提供する。

障がい児支援主管部署が必要とする障がい児の情報を得られるよう、関係部署及び関係機関等との連携を図り、情報を円滑に共有する体制づくりが必要である。

※1 「障がい児支援主管部署」

障がい児のライフステージ毎に最もかかわりの深い部署が想定される。

例) 乳幼児期：市町村母子保健主管課、児童福祉主管課、障がい福祉主管課

学齢期：市町村教育委員会、教育機関

学卒期：市町村障がい福祉主管課

② 相談支援体制

関係機関等が障がい児に関する相談を受けた場合には、市町村障がい児支援主管部署及び必要に応じた他の関係機関等に情報提供する。この際、保護者が関係機関へ相談することへのためらいを軽減し、早期の「気になる」「育てにくい」と感じた段階からの支援ができるよう、健診や子育て支援センター等の子育て支援の場で発達が気になる子どもを必要に応じた療育の観点で支援する、母子健康手帳の別冊等を活用して発達に関する啓発を行う等、「子育て」と「療育」の垣根のない状態で支援するよう留意すること。既に県内の複数の市町村で実施されている次のような事例は重要で参考となる取組であり、引き続ききめ細かな支援に取り組まれないこと。

例) すべての幼稚園、保育所等への巡回相談

親子教室（発達が気になる子どもや子育て支援が必要な保護者を対象とした教室）

発達支援保育（発達が気になる子どもを対象とした保育）

特別支援教育補助事業（特別な支援を要する子どもが通う幼稚園等に対する補助）

市町村障がい児支援主管部署及び関係機関等の協議により、障がい児への日常的な相談支援※²にあたる支援者（以下「主たる支援者」※³という。）を決定する。

※2 「日常的な相談支援」

内容は、以下の事項が想定される。

【障がい児の状況等の把握】

支援を要する障がい児の状態、置かれている環境、あるいは支援に対する希望等の把握。

【支援】

関係機関等との調整を行い、障がい児に対する支援の全体的な調整を図る。

※3 「主たる支援者」

障がい児のライフステージ毎に最もかかわりの深い支援者が想定される。

例) 乳児期：市町村母子保健主管課保健師

幼児期：市町村児童福祉主管課職員、市町村療育教室担当職員

保育所保育士、幼稚園教諭、認定こども園職員、福祉サービス事業所担当職員、

市町村母子保健主管課保健師
学齢期：学校教諭、福祉サービス事業所担当職員
学卒期：市町村障がい福祉主管課職員、福祉サービス事業所担当職員
また、必要に応じて、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所（以下「相談支援事業所」という。）の相談支援専門員が主たる支援者となることも想定される。

③ 医療、福祉支援体制

障がい児が医療機関に入退院または児童福祉施設に入退所する場合にあつては、主たる支援者が中心となって個別支援会議を開催し、必要な支援と役割分担について協議する。保護者等と調整しながら、在宅生活への円滑な移行を支援する。

障がい児が障害児通所支援及び障害福祉サービスや市町村事業などの在宅福祉サービスを利用する場合にあつては、「個別支援計画（５－（２）－③「個別支援計画の作成」にて後述）」に基づく支援の提供を行う。

④ 教育支援体制

乳幼児期から小、中、高等学校等の就学時には、「就学支援ファイル」^{※4}等を活用しながら関係機関等が情報共有し、特別支援教育コーディネーター^{※5}等と連携を図りながら重点的な支援を行う。特別支援教育コーディネーターは、幼稚園のみならず保育所においても指名されることが望ましいこと。

※4 「就学支援ファイル」

県が「障がい等によって特別な支援が必要な子どもに関する支援に必要な情報を、母子保健、福祉、教育等の各関係機関で共有し活用するためのツール」として作成したファイル。

障がい児の状況及び就学前、就学中、学卒後の様子について整理し、原則としてファイル本体は保護者が持ちながら、障がい児と保護者の同意のもとに、支援者間においても内容を引き継いでいくことを想定している。

※5 「特別支援教育コーディネーター」

各学校（幼稚園を含む）において、学校内での情報収集と研修、外部機関との連絡調整、保護者の相談窓口等の役割を担う者。

⑤ 支援の検討体制（療育関係部会）

事務局、個別支援会議、部会会議等からなる療育関係部会を中核とし、支援の検討を行う。

ア 事務局

次項で述べる部会会議の開催、構成員への情報提供など地域療育ネットワークの具体的な運営を行う。

事務局は、障がい児に関する情報を一元的に管理でき、日頃より関係機関等との連携が密である市町村障がい児支援主管部署であることが望ましい。

なお、事務局を関係団体に委託する場合であっても、設置者は市町村であることから、事務局との緊密な連携体制を構築し、主体的に協議会に関わっていき、社会資源の整備、支援者、保護者等への研修等を市町村の施策として実施することを検討する必要がある。

イ 部会会議（全体会議）

個別支援会議だけではニーズ充足できない事例の個別支援や地域課題について、療育部会の構成員が検討を行う会議。併せて、障がい児の支援に必要な情報の共有や共通認識の醸成を行う。事務局が中心となって開催する。

ウ 個別支援会議（個別ケース検討会議）

個別の障がい児に対する支援について、関係機関等が支援目標、支援内容や役割分担等を協議する会議。主たる支援者が中心となって開催する。なお、要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連携を図るとともに、参集範囲にメリハリをつけることで、個別ケースについて深い検討ができるよう留意すること。

エ その他

上記以外であっても、地域の特性に応じて必要と認められる会議等を設置する。

(2) 地域療育ネットワークの構成機関

地域療育ネットワークの構成員は、適切な支援を実施するために、障がい児の療育に関わる保健、福祉、医療、教育等のすべての関係機関等とする。

主な構成員について例示すると、次のとおりである。

【保健関係】

- ・市町村（母子保健）
- ・保健所

【医療関係】

- ・地区医師会、地区歯科医師会、地区看護協会
- ・医療機関（医師、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、ケースワーカー）

<医療関係者について>

多くの障がい児には主治医がおり、支援においてはその医療情報が不可欠である。医療関係者がすべての会議に参加することが望ましいが、対応が困難な場合がある。

該当ケースが検討される会議のみの参加とすることや、医師の参加が困難な場合には、病院のケースワーカー等が参加するなど対応を工夫し、医療関係者が参加しやすい環境とすることが重要である。

【福祉関係】

- ・市町村（児童福祉、障がい福祉）
- ・福祉総合相談センター、児童相談所、県立療育センター、発達障がい者支援センター
- ・広域振興局保健福祉環境部（家庭児童相談員、障害者相談員）
- ・福祉事務所（家庭児童相談員、障害者相談員）
- ・児童福祉施設（児童発達支援センター、障害児入所施設等）
- ・障害児通所支援事業所（児童発達支援等）、障害福祉サービス事業所（居宅介護、短期入所）
- ・相談支援事業所
- ・市町村事業実施事業所（日中一時支援、移動支援）
- ・療育教室
- ・保育所
- ・児童館
- ・児童家庭支援センター
- ・地域子育て支援センター
- ・民生・児童委員協議会、主任児童委員、民生・児童委員
- ・社会福祉協議会

<療育教室について>

各市町村の療育教室は、障がいがある子どもを持つ多くの保護者にとって初めに関わる支援機関であることから、各市町村では療育教室の体制の充実を図り、質の高い療育の提供、職員の支援スキルの向上と支援の継続を図るため、人事異動等に伴う職員間の引継に十分留意すること。

【教育関係】

- ・市町村教育委員会
- ・教育事務所
- ・教育機関（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）

【その他】

- ・ボランティア団体
- ・保護者団体
- ・職業安定所

(3) 療育関係部会の構築

① 構築にあたって

療育関係部会は、核となる市町村等において、その必要性や考え方の違いにより、機能が十分に発揮されていない場合がある。

療育関係部会の構築に当たっては、障がい児と保護者等からの意見等を把握しながら必要性を認識し、将来のあるべき部会の姿を明確にしながら取り組む必要がある。

地域において、障がい児に対する質の高いサービスを提供するためには、地域療育ネットワークの中核となる療育関係部会の構築は必要不可欠なものであることから、障がい児と保護者等の立場に立ちながら常に問題意識を持ち、療育関係部会の機能が十分発揮されるよう関係機関との協議を充実することが重要である。

なお、地域自立支援協議会が複数市町村で共同設置されている場合、構成する市町村の人口規模、面積、療育資源の状況などによって運営の考え方が異なる場合が想定されることから、療育関係部会の体制を必要に応じて見直ししながら、各市町村単位又は隣接する市町村で構成する分科会等による組織の設置により、単なる情報交換だけに留まらないよう、個々の障がい児と保護者等への支援を具体的に検討できる運営体制としていくことが重要である。

② 構築の手順

地域療育ネットワークの中核となる療育関係部会の構築については、次の手順を参考に検討されたい。

- ・地域における障がい児や社会資源の状況等の把握
- ・地域の状況を踏まえ、必要とする委員構成とその役割の検討
- ・療育関係部会の設置、会議等運営、連絡調整の手順、必要なルールなどの検討
- ・構成員への周知

部会については、可能な限りすべての構成員に委員として参加を得ることとする。

なお、すべての構成員を委員とすることが困難な場合であっても、事案によって、部会会議に参加要請ができる体制づくりが必要である。

また、事業所団体等の代表を委員とする場合、当該団体所属事業所等に情報周知可能な体制であることが必要である。

すでに設置されている療育関係部会について、機能が十分に発揮されていない場合には、次の手法により検討されたい。

- ・原因の分析、他地域の取組の情報収集
- ・解決策の検討（支援を求める関係機関等の確認を含む）
- ・解決策の実行と検証

5 地域療育ネットワークの運営

(1) 情報の共有化

① 障がい児に関する情報提供等

障がい児に関する情報提供において、市町村障がい児支援主管部署と関係機関等との間で定めておく主な項目は次のとおりである。

【障がい児に関する情報】

- ・情報提供の流れ
例) だれが、どこへ、どんな方法で情報提供するか。緊急を要する場合の情報提供の方法等
- ・情報の内容を記録する基本様式及び情報提供する項目
例) 児童の状況、保護者の状況、地域の状況など
- ・情報提供する際の留意事項
例) 保護者等の同意（同意が得られない場合にあっては、地域療育ネットワークとしての関わりを要すると見込まれる障がい児にあっては、継続した働きかけが必要である。）

【その他の情報】

障がい児の支援に関する社会資源などの情報を収集した場合においても、必要に応じて市町村へ情報提供することを定めておく必要がある。

【個人情報の取り扱いについて】

地域療育ネットワークで取り扱う障がい児の情報は、個人情報（当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により、特定の個人を識別できるもの）に該当するものである。関係機関等で情報を共有する場合にあっては、障害者総合支援法に基づく自立支援協議会には委員への守秘義務規定はないものの、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、（障がい児の危機介入のために必要な場合を除き）あらかじめ保護者等から事前に同意を得ておくことが必要である。

また、関係機関等で個人情報の取り扱いを規定している場合においても、同様の慎重かつ適正な対応が必要である。

【個人情報の保護に関する法律（抄）】

第15条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 [略]

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 [略]

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) [略]

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3)・(4) [略]

第20条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) [略]

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3)・(4) [略]

2～5 [略]

② 地域療育ネットワークにおける情報共有

ア 情報共有

市町村障がい児支援所管部署は、管理している情報のうち、適時必要な情報を共有できる体制を整えるため、構成員間での共有を要する以下の情報について、療育関係部会の事務局に提供する。

- ・障がいの診断や判定を受けていないグレーゾーンの子どもを含めた障がい児の状況
- ・障がい児と保護者等のニーズの状況
- ・社会資源の状況、地域における障がい児を取巻く環境

イ 地域自立支援協議会が複数市町村で共同設置されている場合の対応

情報共有について、地域自立支援協議会が複数市町村で共同設置されている場合、以下の方法を参考にされたい。

- ・各市町村単位又は隣接する市町村で療育関係部会の下部組織を組織する。
- ・下部組織において、障がい児に関する情報について共有する。
- ・下部組織内で、広域対応に関する判断した情報について、随時、療育関係部会に提供する。

(2) 総合的で一貫した支援

① 障害児支援利用計画等の作成

相談支援事業所は、障がい児やその家族が抱える課題や適切なサービス利用に向けて、障がい児と家族の状態や社会資源の状況及び障がい児の希望等を踏まえた、障害児支援利用計画及びサービス等利用計画（以下「障害児支援利用計画等」^{*6}という。）の作成を行う。

障害児支援利用計画等の作成により、各分野の障がい児及び家族の将来の姿を医療、保健、教育、福祉等の関係機関等で共有するとともに各々の役割分担を明らかにし、総合的で一貫した支援を実施する。

※6 「障害児支援利用計画等」

総合的な支援を行うための基本となる計画。計画には、支援にあたっての課題点、支援の方針、利用するサービスなどが記載される。利用するサービスは、福祉、保健、医療、教育、就労などの幅広い分野から、本人にとって適切なサービスの組み合わせを記載する。

例) 福祉関係：相談支援事業所「障害児支援利用計画」、「サービス等利用計画」
教育関係：教育機関「個別の教育支援計画」

【作成にあたってのポイント】

- ・ ライフステージに応じた一貫した支援であること。
- ・ 保護者の参加を念頭におくとともに、保護者本人への支援についても配慮すること。

【サービス担当者会議を開催するにあたってのポイント】

- ・ 関係機関等が連携して一体的なサービスを提供するよう努めること。

- ・ 関係機関等との定期的な連絡機会を設定し、支援経過及び役割分担を確認すること。
- ・ 担当者同士の個人的なやりとりでなく、機関同士の関係として連携すること。

② 個別支援に向けた関係機関等の役割

個別支援に向けた関係機関等の主な役割は次のとおりである。

ア 市町村障がい児支援主管部署

市町村は、障がい児への個別支援に関して、直接相談を受けた場合、あるいは、構成員からの連絡を受けた場合には、市町村で個別支援を行うか、相談支援事業所を紹介する。

イ 相談支援事業所

相談支援事業所は、障がい児への個別支援に関して、直接相談を受けた場合、あるいは市町村からの連絡を受けた場合には、主たる支援者として障がい児の状況等を把握するとともに、障害児支援利用計画等の作成や関係機関等との連絡調整等の支援を行う。

障害児通所支援及び障害福祉サービスの利用にあっては、相談支援事業所が障がい児及び保護者等のニーズを的確に把握するとともに、作成した障害児支援利用計画等の案をサービス担当者会議において関係する支援者に説明することによって、障がい児及び保護者等への支援が円滑になされる流れを構築することが必要である。また、障害児支援利用計画等は定期的にモニタリングを行い、障がい児及び保護者等の状況変化等を踏まえて適切な支援が提供されるように計画を最新のものにすることが重要である。

ウ 児童福祉施設、障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所

主たる支援者として、障がい児と保護者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた個別支援計画^{※7}を作成し、サービスの利用による効果について継続的なモニタリングを実施する。

また、より適切な個別支援計画の作成のためには、療育の視点に配慮した丁寧なアセスメントと関係機関等との連携を図ることが重要である。

なお、関係機関の円滑な連携のためには、市町村もしくは圏域毎に地域における療育の拠点となる施設等が設置されることが望ましい。施設の種別としては、児童発達支援センター、基幹相談支援センター等が想定される。ただし、新たな施設を設置することにこだわらず、療育関係部会等が中心となって既存の社会資源をつなぐことで、地域として障がい児への支援をトータルにコーディネートする機能を実現する方策を検討されたい。

※7 「個別支援計画」

各支援者が提供する支援に関する計画。

例) 医療関係：医療機関「療養計画」「看護計画」

福祉関係：保育所「個別保育計画」、児童福祉施設「個別処遇計画」

福祉サービス事業所「個別支援計画」

教育関係：教育機関「個別指導計画」

エ 教育機関

学齢期の主たる支援者として、障がい児と保護者の意向、適性、障がいの特性を踏まえた個別の教育支援計画を作成し、教育支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施する。

また、入（進）学時には、進路先の関係機関等との連携を図り、支援内容について引継ぎ対応することが重要である。

オ 県（県立療育センター、発達障がい者支援センター、福祉総合相談センター、児童相談所、広域振興局）療育関係部会への参加を通じ、専門的、技術的な支援を行う。

県立療育センター及び発達障がい者支援センターは、専門的な療育及び相談支援の提供を行うとともに、療育担当者の技術向上研修を実施することで、個々の支援ケースは基本的に地域の支援機関で担う重層的な支援体制を構築し、県立療育センター及び発達障がい者支援センターは特に処遇困難なケースへの支援に重点を置くものとする。

福祉総合相談センター及び児童相談所は、専門的な判定及び相談支援を行うとともに、児童福祉法に基づく措置及びサービス利用の広域的な調整を行う。

カ 上記以外の構成員

上記以外の構成員にあつては、主たる支援者との連絡・調整を行いながら、適切な支援を行う。

③ 個別支援計画の作成

ア 個別支援会議の開催

個別の障がい児に対する支援について、主たる支援者が中心となって関係機関等による個別支援会議を開催する。

関係機関等が支援目標、支援内容や役割分担等を協議し、個別支援計画を作成する。

イ 個別支援計画の作成

各支援者が、上記個別支援会議における協議に基づき、当該障がい児に対する個別支援計画を作成する。

【作成にあたってのポイント】

- ・ 個々のニーズに対応した支援であること。
- ・ 障害児支援利用計画等の内容と整合性が取れていること。

④ 支援の実施

関係機関等が、障害児支援利用計画等及び個別支援計画に基づき、チームアプローチを念頭に、役割分担された支援を実施する。

個別支援計画については、定期的にモニタリングを行い、個別支援会議において評価と見直しを行う。

(3) 地域支援体制づくり

① 部会会議の開催

個別支援会議だけではニーズ充足できない事例（複数の関係機関等の体制検討を要する事案、地域内におけるサービス量の調整を要する事案など）について、療育関係部会事務局が中心となって当該事案に応じた関係機関等による部会会議を開催する。

部会会議では、関係機関等で調整を行いながら、障がい児への適切な支援の提供につなぐ。

あらかじめ、障がい種別あるいは支援内容別に応じて会議構成メンバーを設定しておくことにより、効果的・効率的な対応が可能となる。

また、療育ネットワークに関わるすべての関係機関等において、情報共有や共通認識の醸成を行うため、会議構成メンバー（担当者）限りで情報等が留まることのないよう、自身の所属する構成機関内で会議内容の周知を図り、実践に生かせるよう支援に関する研修を行うことが必要である。

② 主たる支援者への助言等

部会会議においては、主たる支援者から助言や地域調整の要請があった課題について、その解決に向けた検討を行い、関係機関等に対する必要な助言等を行う。

なお、検討後の事案に対する対応の経過・結果についての報告を行い、対応策の共有や地域の課題を再認識することも必要である。

③ 地域課題の提言等

関係機関等による調整によってもなお不足する支援、新たに必要とされる支援等の地域課題がある場合には、上部組織である地域自立支援協議会に解決・改善を要請することが必要である。提言にあたっては、市町村所管課と連携してその地域の障がい児の障害児支援利用計画から障がい児と保護者の希望する暮らしについてのニーズを集約し、地域の障害福祉計画に反映する方法が考えられる。

なお、地域の障がい児に関係する他組織（要保護児童対策地域協議会等）とも、必要時には情報交換を行うことができる連携体制の構築が望ましい。

④ 地域への情報提供と啓発

乳幼児健診の段階では障がいの有無が明確でない児童も多いことから、保護者等への研修会の実施等を通じて、育児中の保護者等の地域住民に対し、相談窓口や療育ネットワークの活動、地域の療育支援の仕組みを情報提供していくことにより、支援が必要な児童を早期に療育支援につなげられるようにする必要がある。

(4) 岩手県障がい者自立支援協議会療育部会（以下「県療育部会」という。）の役割等

① 県療育部会の役割

県療育部会は、県内すべての地域における「療育ネットワーク」の充実・強化に向けて、その中核となる療育関係部会の機能が発揮されるよう、療育支援の中核機関である県立療育センターや児童相談所をはじめとして、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携を図りながら、療育関係部会に対する支援の中心的役割を担うものである。

② 具体的な取組

県療育部会は、全県的な療育関係部会の機能充実を図るため、以下の取組を行う。

ア 現状把握

全県的な療育資源や療育関係部会の取組の現状を把握しながら、課題を抽出・整理する。

イ 課題等の検討

- ・療育関係部会の現状把握をもとに、課題や問題の解決に向けた検討を行う。
- ・県療育部会のみでは解決が困難な課題については、必要に応じて、県障がい者自立支援協議会や県の他部会への検討を要請する。

ウ 療育関係部会への支援

- ・療育関係部会の新たな設置や効果的な運営のために、本指針をツールとしながら、関係機関等と連携を図り、助言等を行う。
- ・療育関係部会から挙げられた解決困難な課題について、検討し、助言等を行う。

エ 支援の検証

県療育部会が行った療育関係部会等に対する助言等の実施状況の把握と検証を行う。

オ 情報提供

療育関係部会に対し、参考となる効果的な取組等の情報提供を行う。

③ 県療育部会事務局（県障がい保健福祉課）の取組

ア 県療育部会の運営

イ 主たる支援者への資質向上に向けた研修の実施

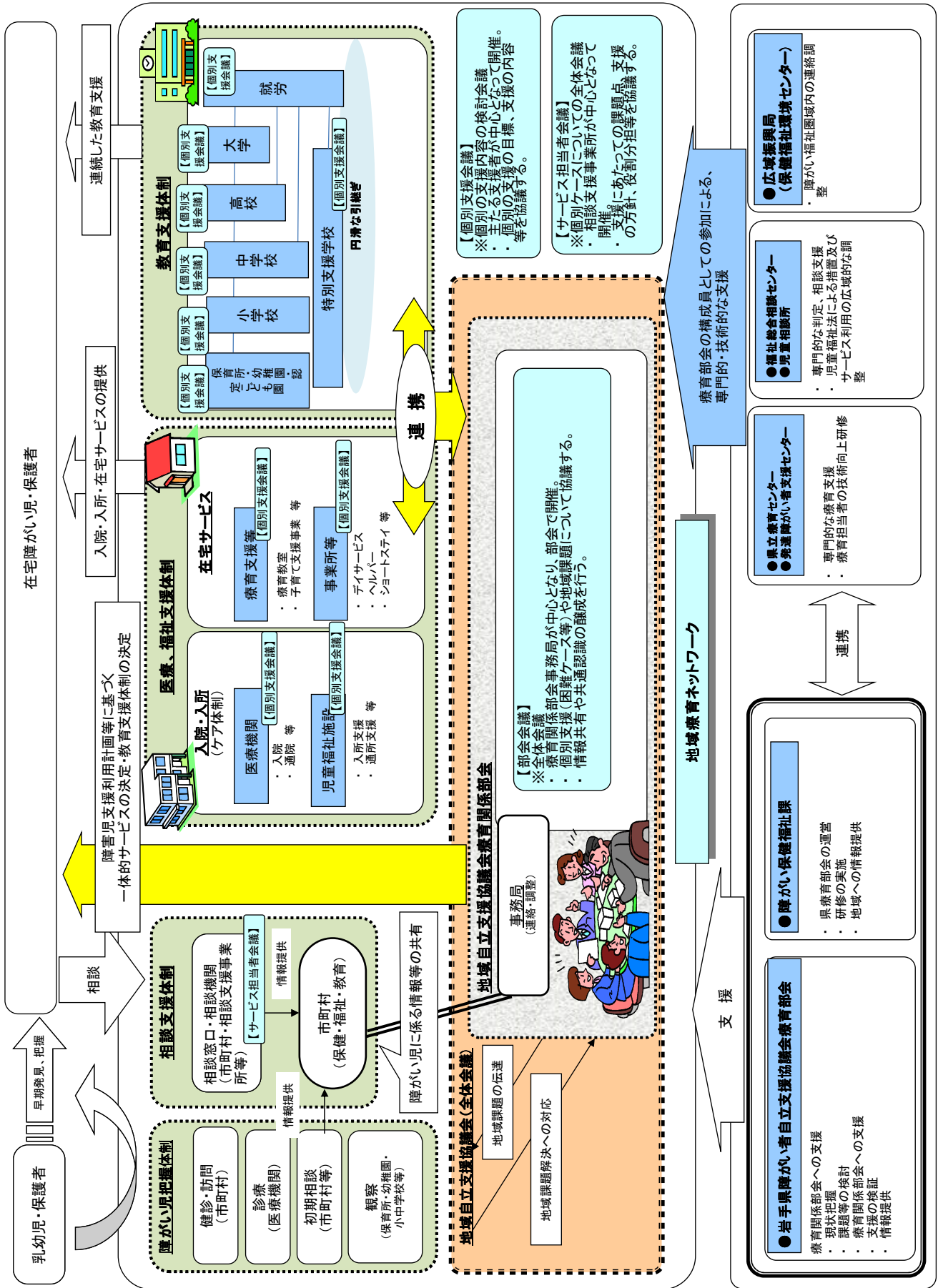
ウ 各地域への情報提供

6 おわりに

地域療育ネットワークが機能するために、構成員が、その役割や運営方法等を共有し、また、具体的な事案を通じ地域課題を明確化していくことを繰り返すことによって、支援体制の構築とネットワーク機能が発揮され、障がい児に必要な支援をスムーズに提供できるものとなる。

県内のすべての地域の地域療育ネットワークが、障がい児の地域療育の拠点として効果的な役割分担に基づく協働体制を築き、障がい児支援の充実につながることを期待したい。

地域療育ネットワーク (イメージ図)



岩手県障がい者自立支援協議会療育部会委員

所 属	職 名	氏 名
岩手県立大学社会福祉学部	准教授	佐藤 匡仁
北上市立こども療育センター	園長	千田 健治
宮古市教育委員会 学校教育課こども発達支援センター	主査	岡崎 薫
かがの保育園	主任保育士	山本 智明
仙北町幼稚園	園長	根内 純
盛岡市立仁王小学校	教諭	山戸 貴義
岩手県立花巻清風支援学校	校長	佐々木 政義
社会福祉法人カナンの園	事務局長	佐藤 真名
盛岡市立ひまわり学園	園長	今野 隆二
相談支援事業所サポートにじ	管理者 兼相談支援専門員	小川 博敬
岩手県重症心身障害児（者）を守る会	理事	藤村 ゆみ子
JDDnetいわて	運営委員	阿部 圭子
岩手県立療育センター	診療科長 兼小児科長	大和田 毅
岩手県立療育センター	相談支援部長	矢吹 裕哉